

規約



GOLF5カントリー
美唄コース

株式会社アルペン

ゴルフ5カントリー美唄コース 規約

第1章総則

- 第1条 (名称)
本クラブは、ゴルフ5カントリー美唄コース（以下「クラブ」という）と称する。
- 第2条 (所在地)
クラブの所在地は、北海道美唄市茶志内250-1外とする。
- 第3条 (目的)
本クラブは、株式会社アルペン（以下「甲」という）が所有するゴルフ場及び、付帯施設（以下「ゴルフ場」という）を利用して、会員がゴルフを通じて会員相互の親睦をはかり、明朗健全な社交機関とすることを目的とする。
- 第4条 (運営)
クラブの運営管理は、甲が第三者に委託することができる。
- 第5条 (事務所)
クラブの事務所は、ゴルフ場クラブハウス内に置く。但し、必要に応じて他の場所に連絡事務所を設置することができる。

第2章会員

- 第6条 (会員の種類)
本クラブの会員の種類は次の通りとする。
- (1) 名誉会員
 - (2) 特別会員
 - (3) 個人正会員（1名記名式・1名登録制）
 - (4) 法人正会員（1名記名式・1名登録制）
 - (5) 個人無記名付正会員（1名記名・1名無記名式）
 - (6) 法人無記名付正会員（1名記名・1名無記名式）
- 第7条 (会員口数)
本クラブの名誉会員・特別会員の人数、会員口数は次の通りとする。
- (1) (1)名誉会員、特別会員 若干名
 - (2) 個人・法人正会員 2,000口以内
 - (3) 個人・法人無記名付正会員 700口以内
- 第8条 (名誉会員、特別会員)
- 1 名誉会員は、地位名望あり且つ斯界に功労のあった者を、甲が推薦し承認した者とする。
 - 2 特別会員は、クラブの運営に当たり特に功労があった者を、甲が推薦し承認した者とする。
 - 3 名誉会員及び特別会員は別に定める利用約款等に従い、甲によって定められた休業日を除く営業日の営業時間内に本ゴルフ場を会員として利用することができる。
 - 4 名誉会員及び特別会員は、その資格を譲渡又は継承することは出来ない。
 - 5 名誉会員及び特別会員は、年会費を免除することができる。
- 第9条 (個人・法人正会員)
個人・法人正会員は所定の手続きにより入会した者で、別に定める利用約款等に従い、甲によって定められた休業日を除く営業日の営業時間内に、本ゴルフ場を会員として利用することができる。又1名登録制として、個人会員は家族限定（2親等以内）、法人会員は同法人内とし、記名者以外に1名を登録することができる。登録者は記名者の同伴の如何にかかわらず、準メンバー料金（ゲストフィ）にて利用できる。登録者の利用は全て記名者を通じて行うものとする。
- 第10条 (個人・法人無記名付正会員)

個人・法人無記名付正会員は所定の手続きにより入会した者で、別に定める利用約款等に従い、甲によって定められた休業日を除く営業日の営業時間内に、本ゴルフ場を会員として利用することができる。無記名者の利用については、全て記名者を通じて行うものとし、記名者の同伴如何にかかわらず、メンバー料金で利用できる。記名者と無記名者が同日に利用しても2名共にメンバー料金で利用できる。

第11条 (会員権の内容)

会員の権利はクラブ優先利用権と預託金返還請求権とが、一体となったものでありこれらの権利は任意に分割したり、分割して譲渡することはできない。

第12条 (入会)

- 1 個人・法人正会員及び個人法人無記名付正会員は、所定の方法により入会申し込みをなし、甲の審査により承認を得なければならない。
- 2 入会を承認されたもの（譲渡及び相続による場合を除く）は、入会金及び預託金を指定する期日までに甲に納入しなければならない。
- 3 譲渡及び相続により入会を承認されたものは、所定の名義書換料を指定する期日までに甲に納入しなくてはならない。
- 4 入会の手続きは本クラブ「入退会規程」、「譲渡・相続及び記名者変更規程」で定められた方法により行うものとする。

第13条 (会員の権利)

会員は次の権利を有する

- (1) 会員は本規約及び利用約款に従い、当クラブの会員でない者（以下ビジターという）に比して有利な条件で、本ゴルフ場を利用することができる。
- (2) ゴルフ場の利用約款に従い、ビジターを同伴または紹介し、所定の条件で利用させることができる。
- (3) クラブ主催の競技会、講演会その他諸行事に参加することができる。
- (4) クラブの公式ハンディキャップの査定を受けること。
- (5) その他本規約において、別に定める事項。

第14条 (会員の義務)

会員は、次の義務を負う。

- (1) 所定の年会費及び本ゴルフ場の利用料金を遅滞することなく支払うこと。
- (2) 本規約その他本クラブ諸規程及び利用約款を遵守すること。
- (3) 甲の決議、決定に従うこと。
- (4) 会員資格及びそれから生じる権利の行使を他に貸与したり担保提供しないこと。
- (5) クラブの秩序を乱し、名誉を傷付ける行為をしないこと。
- (6) 紹介によるビジター及び無記名者及び登録者利用時の本ゴルフ場内における一切の行為と諸支払いについて連帯して責任を負うこと。

第15条 (預託金)

- 1 預託金は無利息、無配当とし預託金入金の日より10ヶ年据置き、据置期間経過後退会の際の請求があった時、預託金証書及びその他会員たる証明となるものと引換に返還されるものとする。但し諸支払の滞納及び債務があるときはそれらを差し引き返還する。
- 2 天災地変などの不可抗力及びその他会社情勢、経済状況の著しい変化、運営上やむを得ない事由が発生した場合は、甲の決議によって据置期間を延長することができる。
- 3 預託金の返金請求権は、甲の承認を得ないで第三者に譲渡及び質権の設定その他一切の処分ができない。

第16条 (年会費)

- 1 年会費はクラブの維持、管理運営の費用に充てる。
- 2 年会費は開場以後、毎年7月1日より翌年6月30日までの1年分を甲に前納しなければならない、年度の中途において入会した会員は前期の期間の月単位で計算した金額を前納する。
- 3 譲渡及び相続により年度の中途において入会した会員は前会員の権利を継承し年会費を新たに徴収しない。前会員は既納の年会費の返還を請求することは出来ない。
- 4 年会費の額は甲の承認を得て増額することが出来る。
- 5 年会費は甲の意見を徴したうえ、北海道及び海外に居住するものについて減免することができる。

第17条 (会員資格の喪失)

会員は、次の場合その資格を失う。

- (1) 譲渡・退会・除名
- (2) 破産又はこれに準ずる場合。
- (3) 個人会員の死亡後、1年以内に相続手続きがない時。法人会員の母体法人が破産、会社更生、特別清算、民事再生手続きが終了した時。

第18条

(資格の停止及び除名)

会員が次の各号の一つに該当するときは、甲の決議により会員としての資格を停止し、若しくは除名することができる。資格の停止を受けた会員は、停止期間中本ゴルフ場をメンバー料金でのプレイ、競技会への参加、会員権の譲渡ならびに相続ができない。資格停止期間と停止の解除については、甲で決定するものとする。尚、会員が甲の資格停止の決定に応じないときは、甲の決議により除名することができる。この場合会員に対し、弁明する機会を与えなければならない。除名となった会員には、預託金は第15条に定める据置き期間経過後に返還する。

- (1) 年会費、利用料等の諸支払を滞納したとき
- (2) 本クラブ規約、その他クラブの諸規定及び甲の決定事項に違反したとき。
- (3) 本クラブの名譽を毀損し、会員としての品位を汚す行為があったとき。
- (4) 本クラブ入会前又は入会後に、他のゴルフクラブ又は団体において除名もしくは会員の資格停止を受けたことが判明したとき。
- (5) 本クラブ入会後に、刑法又は取締法規によって禁固以上の実刑に処せられた事実が判明したとき。
- (6) 暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき。
- (7) 暴力団等反社会的勢力を同伴又は紹介により入場させたとき。
- (8) 法人でその役員のうち暴力団等反社会的勢力に属する者がいるとき。

第19条

(譲 渡)

- 1 会員はゴルフ場開場日（甲が開場日と指定した日）より3年経過後、所定の手続きにより甲に届出て会員の資格を他人に譲渡することができる。但し、年会費等の未払金のある会員の名義変更の申込みは、精算後受付けるものとする。
- 2 譲受人は所定の手続きを経て、入会にかかわる甲の審査承認を受けなければクラブに入会できない。
- 3 前項の承認を受けた譲り受け人は、所定の手続きを経て指定する期日までに別に定めた名義書換料を支払わなければならない。この手続きが完了するまでは甲に対してその譲受を対抗することはできない。
- 4 名義変更の手続きは本クラブ「譲渡・相続及び記名者変更規程」で定めた方法により行うものとする。
- 5 譲渡に伴う名義書換えは、甲の協議のうえ一定の期間、停止又は、延長することができる。

第20条

(相 続)

- 1 本クラブ個人正会員・個人無記名付正会員が死亡した場合は、相続人1名に限り会員の資格を継承することができる。
- 2 会員資格を継承する相続人は、所定の入会申し込み手続きを行い甲の審査により承認を受け名義書換料を支払わなければならない。
- 3 前項の承認を得、且つ名義書換料を支払った者は、相続開始のときに会員となったものとみなし、被相続人の本クラブに対する一切の権利義務を継承する。
- 4 相続人の地位にある者が数名いる場合には、その全員の合意により決定された本クラブ会員の資格を継承する者1名が相続証明書を添えて所定の手続きを行わなければならない。
- 5 相続の手続きは、相続開始後1年以内に所定の手続きを行わなければならない。
- 6 前項の期間内に甲に対して上記申し出がないときは、その死亡のときにおいて退会したものとみなし預託金は相続人全員の合意により定められた相続人1名に返還の請求があったとき、第15条の規程に準じて返還する。
- 7 相続に伴う名義変更の手続きは本クラブ「譲渡・相続及び記名者変更規程」で定めた方法により行うものとする。

第21条

(記名者及び登録者の変更)

- 1 法人会員が同一法人内において記名者を変更する場合及び個人・法人正会員が登録者を変更する場合は、所定の手続きを行い別に定めた変更登録料を支払わなければならない。
- 2 記名者変更の手続きは本クラブ「譲渡・相続及び記名者変更規程」で定めた方法により行うものとする。登録者変更の手続きは、登録者変更申請書及び登録者届出書を提出することにより行うものとする。

- 第22条 (退 会)
- 1 本クラブを退会しようとする者は、その旨を文書をもって届け出、甲の承認を得なければならない。
 - 2 前項により退会を承認された場合、預託金は本規約第15条に定める据置期間経過後に返還する。
 - 3 退会の手続きは、本クラブ「入退会規程」で定めた方法により行うものとする。

第23条 (会員の破産及び解散)

会員が破産等した場合、預託金は本規約第15条に準じ破産管財人に対して返還する。又法人会員たる母体が解散した場合は、本規約第15条に準じ清算人に対して返還する。

第24条 (会員名簿)

甲はクラブの会員名簿を発行するものとする。尚、会員は名簿記載事項に変更があった時は直ちにクラブに届出なければならない。

第3章 役員および理事

第25条 (役 員)

本クラブに次の役員を置く。

理事長 1名 副理事長 1名 理事 若干名

尚、必要のあるときは、専務理事、常務理事、監事をおくことができる。

第26条 (任 期)

役員は名誉会員及び特別会員及び個人・法人正会員及び個人・法人無記名付正会員の中から甲が選出し委嘱する。その任期は二年とする。但し、再任を妨げない。任期満了のときは、後任者の就任するまでその職務を負うものとする。

第27条 (報 酬)

役員及び委員は全て名誉職として報酬を給しない。但し、会務のために要した費用は甲の負担とする。

第4章 会計

第28条 (会 計)

- 1 クラブの会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終了する。
- 2 クラブの運営に関する会計業務は、甲が行いクラブの運営に関する一切の費用ならびに入退会に関する収支はすべて甲に帰属するものとする。

第5章 附則

第29条 (規約に定めない場合)

本規約に定めがない特別の事情がある場合は、甲の定めるところによる。

第30条 (細 則)

本規約の執行に必要な事項は別に細則を以て定める。

第31条 (閉 鎖)

季節、天候及び施設の変更工事その他やむを得ない事由があるときは、本施設を閉鎖することがある。

第32条 (提携ゴルフ場)

無記名付正会員の記名者は甲が定めるゴルフ場との提携契約により、提携ゴルフ場を利用することができる。本クラブ会員は提携ゴルフ場の会員に本ゴルフ場を利用させなければならない。提携ゴルフ場及び当該ゴルフ場会員の利用方法については別に定めるものとする。

第33条 (施設利用の制限)

ゴルフ場の使用について次の措置をとることができる。

- (1) ゴルフ場使用上必要があるときは、会員のゴルフ場の使用を調整、制限することができる。
- (2) ゴルフ場の全部又は一部を特定の競技のみに使用させることができる。

第34条

(追加預託金)

将来においてゴルフ場のコースの改修、クラブハウス等の新築及び改築の場合には甲の審議承認により追加預託金を徴収することができる。

第35条

(変更)

本規約は、甲により変更することができる。

平成6年10月6日改正

平成24年3月5日改正

令和7年1月1日改正